HER-SYSの入力データの精度管理について①

資料１

＜現状の課題＞

○　保健所や医療機関等の担当者が入力したデータが、データベース上にそのまま登録される仕組み。
○　情報の迅速性という観点からは、システム導入の目的が達成されているが、入力データの精度という観点からは、誤入力等が一定程度存在していることも事実。

＜今後の対応（案）＞

（１）まずは、システム上でエラーチェックをする（９月末に改修）

入力データが論理的に間違っていることが明確である場合（日付に論理的な不整合がある場合）、システム上、アラートを表示することとしてはどうか。

【チェックポイント】　※具体的なイメージは２ページ

○　生年月日は全ての項目よりも前であること
○　報告年月日（初回報告）に、未来の日付が記載されていないこと
※ただし、初回報告以後に追加情報が追記されることもあるので、初回報告以後のチェックは不要
○　それ以外の項目は、原則として、以下の順であること

①　感染推定年月日
②　発病年月日
③　初診年月日
④　検体採取日
⑤　診断（検案）年月日
⑥　入院年月日
⑦　死亡年月日

※ただし、以下の先後関係のチェックは除外
・　⑦と③、④、⑤（死亡後の初診、検体採取、診断（検案）があり得るため）
・　②と③、④、⑤、⑥（発病前の初診、検体採取、診断（検案）、入院があり得るため）
・　⑥と①、②、③、④、⑤（院内感染の場合があり得るため）

＜参考＞システム上のエラーチェック（イメージ）

日付項目	生年月日	感染推定年月日	発病年月日	初診年月日	検体採取年月日	診断（検案）年月日	入院年月日	死亡年月日	報告年月日 (初回報告)
生年月日		≦	≦	≦	≦	≦	≦	≦	≦
感染推定年月日	≧		≦			≦		≦	≦
発病年月日	≧	≧						≦	≦
初診年月日	≧					≦			≦
検体採取日	≧					≦			≦
診断（検案）年月日	≧	≧		≧	≧				≦
入院年月日	≧							≦	≦
死亡年月日	≧	≧	≧				≧		≦
報告年月日（初回報告）	≧	≧	≧	≧	≧	≧	≧	≧	

※渡航期間の出国日と入国日は、論理チェックの対象から除外している。

HER-SYSの入力データの精度管理について②

（２）システム上のチェックに加えて、データチェックの仕組みを構築する（下図）

① 入力データは「**保健所**」**で必ず確認**（保健所チェック欄にチェック）
※ 迅速性と保健所の業務負荷等を加味し、例えば、生年月日、報告年月日ほか各種年月日（３ページに記載）と検査記録（方法・結果等）の入力状況を目視チェックする。
→ **保健所チェック済の数字を「速報値」**とする。
※ チェックに時間を要することのないよう、チェック欄を分かりやすい位置に表示するなど、画面上の工夫も実施。

② その上で、「**地衛研**」においても**事後的にチェック**
→ **地衛研チェック済の数字を「確定値」**とする。（確定値は、例えば、月次で公表することとしてはどうか。）

③ 「**感染研**」はデータ**全体を俯瞰**

＜（２）データチェックの仕組み案＞

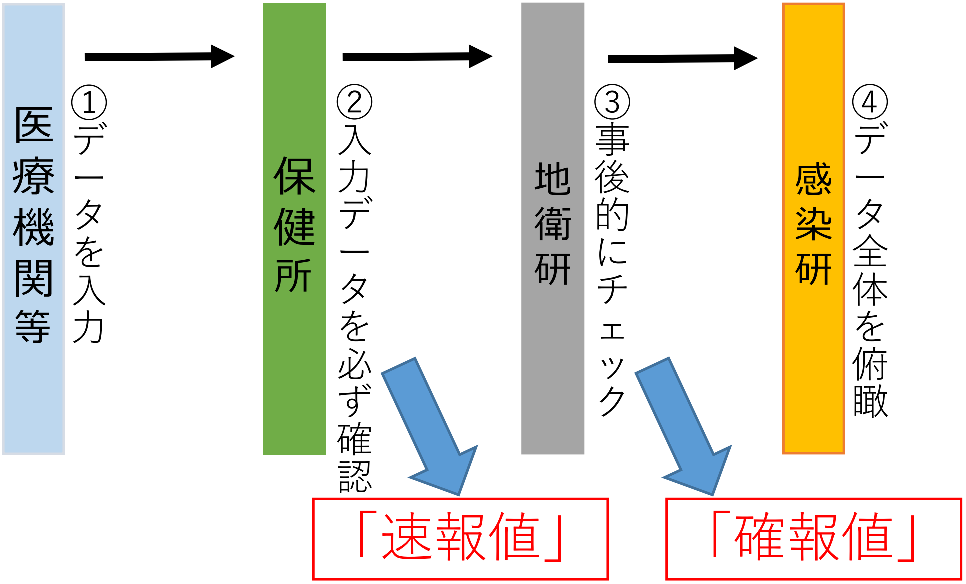

【地衛研・感染研の役割分担】

・地方衛生研究所（地方感染症情報センター）は、医療機関等が入力し保健所が確認したデータを確認し、必要に応じてデータを直接修正。

・国立感染症研究所（中央感染症情報センター）は、全国の情報を俯瞰するとともに、その過程でデータの誤り等が判明した場合には、地方衛生研究所（地方感染症情報センター）に対して、入力データの再確認を依頼。

<参考>保健所チェックの負担軽減等のための取組

■　保健所チェックの負担軽減等の観点から、**９月末のシステム改修で、以下の対応を行う**予定。

①　発生届が提出された際に保健所にメールが送付されるが、今後は、「発生届が提出された」旨に加えて「ID」も連絡。

（→　これにより、個人情報を保護しつつ、担当保健所においては「誰の」発生届が提出されたかを特定することが容易になる。）

②　各保健所で「発生届提出済」の検索結果を表示する際に、従来は10件分までしか表示されなかったが、今後は「10件/20件/50件/100件」の中から表示件数を選択することが可能。

（→　これにより、発生届の提出件数が多い保健所においては、保健所未チェックの方を特定するためにページを遷移する回数が減り、実務的な作業負荷が軽減される。）

③　HER-SYS上における発生届の「保健所確認済」ボタンについて、今後は「画面の一番下」だけではなく「画面の一番上」にも追加。

（→　これにより、保健所確認済ボタンに辿りつくために画面をスクロールする手間が省け、実務的な作業負荷が軽減される。）

④　入力・提出された発生届について、発生届の様式でダウンロードすることが可能。

（→　これにより、各保健所等で「紙ベース」でも管理することができるようになる。）